

事 務 連 絡

2026 年 8 月 24 日

建設業団体 各位

国土交通省

不動産・建設経済局 建設業課

「不動産特定共同事業 施行規則等の改正と実務対応 全国ウェビナー」
の開催に関する周知について（周知依頼）

日頃より国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、今月 21 日、不動産特定共同事業法施行規則及び監督指針を改正し公布しており、本改正に合わせ、9 月 17 日に全国の不動産特定共同事業者並びに事業に関心のある方を対象として、ウェビナーを開催いたします。

本ウェビナーでは、8 月 21 日に公布された不動産特定共同事業規則及び監督留意事項の改正内容や、今般の制度改正を受けて求められる実務対応について、不特事業に関わりのある弁護士の先生から基調講演をいただき、不特事業を行う際に大事な運営管理やコンプライアンス上のポイントについて参加者に理解を深めていただく予定です。

不動産特定共同事業の制度の概要について理解を深めたい方や、既に不動産証券化に従事されており運営管理・コンプライアンス対応に関心がある方に、是非ともご参加いただければと考えています。こちら、会員企業等の皆様方宛に周知賜りますと幸いです。

記

開催日時：令和 8 年 9 月 17 日（木）16:00-17:30

開催形式：オンライン開催（Zoom での開催を予定）

セミナー詳細・お申込み先：

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo05_hh_000001_00271.html

事務局：有限責任監査法人トーマツ（担当：應矢・屋敷）

info_ftkseminar@tohmatu.co.jp

問合せ先：不動産・建設経済局 不動産市場整備課

代表：03-5253-8111（内線 25156）、直通：03-5253-8289

以上